

令和4年度 石岡市骨髄移植ドナー支援事業のご案内

石岡市では、骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供をされた方で、一定の条件を満たす方に 助成金を交付いたします。

《注意事項》

- * 当事業は事前申請が必要です。
- * 申請日以降の検査、入院、面接等が助成対象となります。
- * また、何らかの理由により骨髄等の提供に至らずコーディネーターが中断した場合も助成対象とします。

◇対象者

令和4年4月1日以降に、公益社団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供のためにコーディネーターを開始される方で、次の全ての要件に該当している方が対象です。

- 1) 骨髄を提供する日（ただし、骨髄等の提供に至らなかった場合は、骨髄等の提供に係る通院や入院又は面接を行った最終日）に、石岡市内に住所を有する方
- 2) 骨髄等の提供に関し、他の助成を受けていない方
- 3) 次のいずれかに該当する方
 - ア 企業、団体に雇用されている方でドナー休暇制度を取得できない方
 - イ 個人で事業を営む方
- 4) 市税の滞納がない方

◇助成内容

次に掲げる骨髄等の提供に必要な検査、入院又は面接を行った日数1日につき2万円を助成します。ただし、1回の提供につき14万円を限度とします。

- 1) 健康診断
- 2) 自己血貯血
- 3) 骨髄等の採取
- 4) 骨髄等の提供に関する説明、同意等の確認のための面接
- 5) その他骨髄等の提供に関し、バンクが必要と認める通院、入院又は面接

◇申請手続き・・・事前申請が必要です。

- 1) 骨髄提供が決まったら、下記の書類を揃え、各保健センターの窓口で申請してください。
 - ア 骨髄移植ドナー支援事業補助金交付申請書（様式第1号）※窓口にあります。
 - イ 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する予定等を証明する書類の原本
 - ウ 保険証、免許証、パスポート等の身分が証明できるものの写し
 - エ 印鑑
 - オ その他必要な書類
- 2) 骨髄提供完了後30日以内に、下記の書類を各保健センターへ提出してください。
 - ア 骨髄移植ドナー支援事業補助金実績報告書（様式第5号）※窓口にあります。
 - イ 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供をしたことを証明する書類の原本、並びに入院や通院等を証明する書類の原本
 - ウ 印鑑
 - エ 口座がわかるもの
 - オ その他必要な書類

◆◆申請前に、一度ご連絡ください。必要書類等、詳しくお伝えいたします◆◆

問い合わせ先：石岡市 保健福祉部 健康増進課（平日8：30～17：15）

石岡保健センター 電話 0299-24-1386

八郷保健センター 電話 0299-43-6655